○現行制度の改善又は拡充を求めるもの（改善を求めるもの）

区分	■ 新　規　　□ 再提案　（　・　・　第　　回総会；　　市）			
種類	■ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの □ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの □ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの※注 □ その他（　　）	分野	□ 総務文教 □ 社会環境 □ 経済 ■ 建設	
要望先	■ 国	担当省庁	国土交通省	
	□ 県	担当部局		
	□ その他	名　　称		

件名	**5　高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準の緩和について**
提案市	駒ヶ根市
提案要旨	平成 25 年８月から適用された高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準を見直し、改正後の道路運送車両法に基づく安全基準を満たす車両（自動ブレーキシステム装着車など）を運行する場合の実車距離などの運行基準を緩和していただきたい。
提案理由	平成 24 年４月に関越自動車道において高速ツアーバスの乗客７名が死亡するという重大事故が発生したことを受け、国土交通省は、「高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準」を見直し強化した。国においては「地方創生」を掲げ、地方に人の流れをつくるということだが、この制度改正により、長野県内においては、日帰りバスツアー等が激減し、観光地及び観光施設への来訪者が著しく減少している。観光が主要産業である　地方の経済も落ち込んでおり、重大な影響を及ぼしている。
現況及び課題等	ワンマン運行の上限は、実車距離で原則昼間１運行 500ｋｍまでとする貸切バスの規制強化によって、ワンマン運行距離の縮小、運賃の上昇など運送コスト増大により、バスツアーが減少するとともに、バスを利用した日帰り旅行の多い地域の観光施設等では、観光客や売上げの減少など大きな影響が出ている。 そこで、改正後の道路運送車両法に基づく安全基準（自動ブレーキ（衝突被害軽減ブレーキ）装着）を満たす貸切バス（大型バス）を運行する場合の運行基準の緩和を検討いただきたい。
関係法令	道路運送車両法 旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について